

秋田市告示第68号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の名称および住所

株式会社八竜運輸

秋田県山本郡三種町鶉川字谷地の上128番地6

2 送達すべき書類の名称

令和3年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）